

いじめ対応シート

【いじめの未然防止】

心の通う人間関係を構築できる集団作り

○児童を主体として

- ・互いを受容し、認め合う学級活動…相手の感じ方・考え方の尊重、学級づくりの時間の活用
- ・互いの違いを認め合う児童会主体の活動…友達のいいところ探し、異学年交流

○教師を主体として

- ・規律あるなかに、成就感・達成感のある授業・・・ほめ、励まし、認め合う
- ・道徳教育の充実・・・他者意識をもった人間関係づくり、小さな言動も見逃さない姿勢
- ・人権教育の視点に立った授業・・・他者への共感を育む

○家庭・地域との連携の観点から

- ・教職員研修の充実・・・児童理解研修、保護者・地域と連携した研修
- ・情報発信・・・学校だより、校長講話（参観日、保護者会）や懇談会の活用、意義の共有

【いじめの早期発見】

全ての大人が連携し、いじめを見逃さない学校づくり

○アンケート調査の活用

- ・2カ月ごと或いは状況に応じて実施。児童との懇談
- ・回答しやすい環境の設定

○教育相談

- ・児童が相談しやすい雰囲気づくり
- ・アンケート調査後の個別懇談

○児童の観察

- ・「清水小いじめ早期発見のためのチェックリスト」活用
- ・授業中の児童の様子を観察
- ・日記、担任以外の職員との会話を意識的・積極的に活用

○職員間の連絡

- ・からかいやふざけと感じたとしても、関係職員にメモ・口頭で連絡
- ・情報を「いじめ不登校対策委員会」で共有
- ・報告・連絡・相談の体制の明示

○保護者との連携

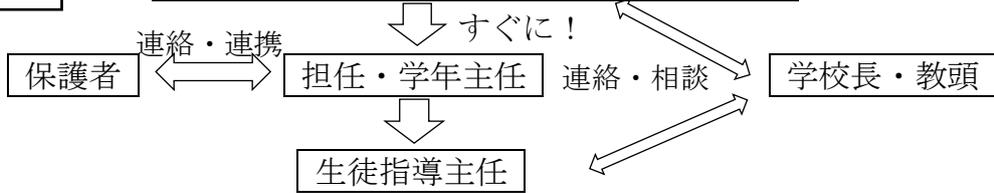
- ・児童の様子について情報共有、個別の状況把握に努める
- ・相談窓口の表示（校長室・職員室・保健室）

【いじめの早期対応】

児童の“命”を守ることを最優先に

基本方針に則り行動

情報を得た教職員（まず、その場で阻止）



【支援・指導チームによるいじめ解消に向けた取組】

いじめ不登校対策委員会にて 事案について判断

生徒指導主任・校長・教頭・教務主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・関係職員

保護者への経過報告
(随時)

1, 事実確認（複数対応）

- 被害児童⇔担任、学年職員
生徒指導主任
- 加害児童⇔担任、学年職員
生徒指導主任
- 周辺児童⇔担任、学年職員
生徒指導主任

聞き取り内容の突き合わせ
再度の聞き取り
目撃者への聞き取り

共通理解

職員会議



以下の場合「いじめ重大事態」として直ちに市教委へ報告する。

- ・生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある。
- ・相当の期間（目安 年間 30 日）欠席を余儀なくされている。

連携機関

- 松本市教育委員会
- 松本市子ども福祉課
- 松本児童相談所
- 医療機関（校医・かかりつけ医）
- スクールカウンセラー
- 松本市警察署

2, 解決に向けた対応

○被害児童への対応

- ・心身の安全確保、精神的なケアやフォロー
- ・「必ず守り通す」ことを伝え、気持ちに寄り添った支援
- ・児童の信頼できる人（友人・教職員・家族）との連携
- ・安心して学習に取り組める環境・体制の確立

○加害児童への対応

- ・被害者の痛みへの共感、深く自省を促す環境づくり・指導
- ・別室での学習、関係機関との連携による出席停止等の措置を検討

3, 関係修復の会

- ・「被害児童が真に望んでおり」かつ「加害児童が心から反省している」場合のみ実施することを原則とする。
- ・被害者の心身の回復状況や加害者との関係修復に向けた受け入れ状況、加害者の反省の度合いや事案に対する振り返りの様子を見極める



継続指導 再発防止・未然防止活動